

原議保存期間30年
(平成51年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長
各管区警察局総務監察・広域調整部長

警察庁丁運発第89号、丁交企発第167号
丁交指発第87号、丁規発第52号
平成21年7月31日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通規制課長

三輪の自動車に係る自動車の区分の見直しに関する留意事項について
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第33号。以下「改正府令」という。)及び車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を定める内閣府告示(平成21年内閣府告示第249号。以下「告示」という。)の概要等は、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う交通警察の運営について」(平成21年6月22日付け警察庁丙運発第29号、丙交企発第72号、丙交指発第24号、丙規発第13号)をもって通達されたところであるが、免許関係事務推進上の留意事項及び交通指導取締り上の留意事項は下記のとおりであるので、部下職員に周知徹底し、事務処理に誤りのないようにされたい。

記

1 特定二輪車限定免許に付す条件と免許証への記載について

特定大型自動二輪車を使用して行う大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)の運転免許試験又は特定普通自動二輪車を使用して行う普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)の運転免許試験(以下これらを「特例試験」と総称する。)に合格した者に、大型二輪免許又は普通二輪免許(以下これらを「二輪免許」と総称する。)を与える場合には、運転することができる自動車の種類を特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車(以下これらを「特定二輪車」と総称する。)に限定した二輪免許(以下「特定二輪車限定免許」という。)を与えることとなる。この特定二輪車限定免許に付す条件及び条件の免許証への記載については、別紙1のとおりである。

なお、別紙1は、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられているクラッチの操作装置を有しない自動車(以下「AT車」という。)である特定二輪車を前提としている。AT車でない特定二輪車を使用した特例試験を実施する必要がある場合には、別途、警察庁交通局運転免許課

に連絡されたい。

2 運転従事証明書について

改政府令附則第8項において特例試験を受けようとする者が運転免許申請書に添付しなければならないこととされている、改政府令の施行の際現に特定二輪車の運転に従事している者（以下「特定二輪車運転従事者」という。）に該当する者であることを証明する書類（以下「運転従事証明書」という。）についての留意事項は、次のとおりである。

(1) 証明者

証明は、原則として、特定二輪車の所有者（特例試験を受ける本人が所有者である場合を含み、所有者が法人である場合には、当該車両の管理者等とする。）、同居の親族等特定二輪車の運転に従事している事実を証明し得る者に行わせること。

(2) 運転従事証明書の様式及び添付書類

運転従事証明書の様式は、別記様式のとおりとし、これに、次に掲げる受験者の区分に応じ、次に定める書類を添付させること。

ア 特定大型自動二輪車を使用する大型二輪免許の運転免許試験を受けようとする者

特定大型自動二輪車の自動車検査証（交付年月日が施行日前であり、かつ、有効期間の満了する日が施行日以後であるものに限る。）の写し、自動車損害賠償責任保険証明書（施行日が保険期間内のものに限る。）の写しその他の施行の際特定大型自動二輪車を現実に運転することができる状態にあったことを証明する書類

イ 特定普通自動二輪車を使用する普通二輪免許の運転免許試験を受けようとする者

特定普通自動二輪車の自動車検査証（交付年月日が施行日前であり、かつ、有効期間の満了する日が施行日以後であるものに限る。）の写し、軽自動車届出済証（交付年月日が施行日前であるものに限る。）の写し、自動車損害賠償責任保険証明書（施行日が保険期間内のものに限る。）の写しその他の施行の際に特定普通自動二輪車を現実に運転することができる状態にあったことを証明する書類

3 運転従事期間の確認について

(1) 運転従事期間を証明する書類

改政府令附則第10項の都道府県公安委員会による運転従事期間の確認を受けようとする者が、改政府令附則第11項の規定により、都道府県公安委員会に提出し

なければならないこととされている運転従事期間を証明する書類とは、運転に従事していた特定二輪車に係る自動車検査証、軽自動車届出済証、自動車損害賠償責任保険証明書その他の特定二輪車を現実に運転することができる状態にあった期間の開始年月日が記載されている書類（写しを含む。）をいう。

(2) 運転従事期間の確認の手続

ア 運転従事期間の開始年月日の確認

運転従事期間の確認を受けようとする者から運転従事期間を証明する書類の提示を受けたときは、当該書類に記載されている交付年月日その他の特定二輪車を現実に運転することができる状態にあった期間の開始年月日を確認すること。

なお、特定二輪車の多くはピアッジオ社製のものと見込まれるが、同社製の特定二輪車の輸入業者によれば、いわゆる個人輸入のものを除くと、同社製の特定二輪車は、総排気量が0.250リットルのものにあつては平成19年3月から、総排気量が0.500リットルのものにあつては平成20年10月から、総排気量が0.400リットルのものにあつては平成20年12月から、それぞれ輸入が開始されたとのことであり、特定二輪車を現実に運転することができる状態にあった期間の開始年月日を確認するに当たっては、このことに留意すること。

イ 非従事期間の開始年月日及び終了年月日の確認

運転従事期間の確認を受けようとする者が特定二輪車の運転に従事していた期間について運転従事期間として確認を受けようとする場合であつて、当該特定二輪車を現実に運転することができる状態にあった期間の開始年月日以後に、特定二輪車の所有者が所有者でなくなった期間その他の特定二輪車を運転することができる地位にあった者がその地位を失った期間（以下「非従事期間」という。）がある場合には、上記アに加え、当該非従事期間の開始年月日及び終了年月日を確認すること。

ウ 免許証の裏面への記載

上記アにより、特定二輪車を現実に運転することができる状態にあった期間の開始年月日を確認した場合には、運転従事期間の確認を受けようとする者の免許証の裏面に「特定大自二・平成〇〇年〇〇月〇〇日」又は「特定普自二・平成〇〇年〇〇月〇〇日」の例により記載すること。

上記イにより、非従事期間の開始年月日及び終了年月日を確認した場合には、運転従事期間の確認を受けようとする者の免許証の裏面に「特定大自二・平成〇〇年〇〇月〇〇日（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日を除く）」又は「特定普自二・平成〇〇年〇〇月〇〇日（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日を除く）」の例により記載すること。

エ 免許証の写しの作成

下記4により運転者管理システムにおける必要な登録を行うため、上記ウにより免許証の裏面への記載を行ったときは、当該免許証の表面及び裏面の写しを作成すること。

オ 二人乗りに関する教示

運転従事期間の確認を終了した後、別途送付する「特定二輪車の二人乗りについて」を配布するなどして、特定二輪車を二人乗りで運転するには二輪免許を受けている期間の長さによる制限及び高速自動車国道等における年齢制限があることと、運転従事期間が二人乗りの条件に関する期間に算入されることを、確認を受けた者に対して教示すること。

- (3) 運転従事期間の二人乗りの条件に関する期間への算入についての参考資料別紙2のとおりである。

4 特定二輪車の初心運転者期間制度の適用上の留意事項について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第100条の2第1項に規定する初心運転者期間制度の特定二輪車に関する適用については、次の事項に留意すること。

(1) 施行日前に違反行為をした場合について

施行日前は、特定二輪車は普通自動車に該当することから、施行日前に特定二輪車を運転する者は、普通自動車対応免許により普通自動車である特定二輪車を運転していることとなる。したがって、普通自動車対応免許を受けた初心運転者期間内の者が施行日前に、特定二輪車の運転に関し違反行為をした場合には、当該普通自動車対応免許に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為に該当する。

(2) 施行日以後に違反行為をした場合について

施行日以後、特定二輪車は大型自動二輪車又は普通自動二輪車に該当することから、初心運転者期間制度の適用については、次のとおりとなる。

ア 特定二輪車運転従事者が改正府令附則第2項又は第3項の規定により普通自動車対応免許で特定二輪車を運転していた場合

普通自動車対応免許を受けた初心運転期間内の者が特定二輪車の運転に関し違反行為をしても、特定二輪車は法第100条の2第1項に規定する「免許自動車等」には該当しないことから、当該普通自動車対応免許に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為には該当しない。

イ 特定二輪車限定免許で特定二輪車を運転していた場合

特定二輪車限定免許を受けた日前6月間を通じて普通自動車対応免許が失効していたなどの特殊な理由から普通自動車対応免許を受けていなかった場合を除き、特定二輪車限定免許を取得する前の普通自動車対応免許は、法第100条

の2第1項第1号に規定する「当該免許に係る免許自動車等を運転することができる他の種類の免許」に該当することから、特定二輪車限定免許を受けた者が特定二輪車の運転に関し違反行為をしても、当該特定二輪車限定免許に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為には該当しない。

ウ 二輪免許（特定二輪車限定免許を除く。）を新規に取得し、特定二輪車を運転していた場合

二輪免許（特定二輪車限定免許を除く。）を受けた初心運転者期間内の者が特定二輪車の運転に関し違反行為をした場合は、当該二輪免許に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為に該当する。

5 運転者管理システムの運用について

特定二輪車に関する運転者管理システムの運用については、「警察情報管理システムによる運転者管理業務の運用基準の制定について」（平成21年5月11日付け警察庁丁運発第55号、丁情管発第231号、丁通施発第64号。以下「運用基準」という。）のほか、次により行うこと。

(1) 特定二輪車限定免許を与えた場合の登録方法

ア 免許の条件等コードの付与

特定二輪車限定免許を与えた場合における免許の条件等コードについては、別紙1のとおりとする。

イ 初心運転者期間の設定

上記4(2)イのとおり、特定二輪車限定免許を受けた者が当該特定二輪車限定免許を受けた日前6月以内に改正府令附則第2項又は第3項の規定により大型自動二輪免許又は普通自動二輪免許とみなされる普通自動車対応免許を受けていたことがある者である場合には、その者は初心運転者期間制度の対象とはされていない。しかし、運転者管理システムにおいて、二輪免許を与える登録（新規登録票（資料区分23、24、26、29）、特別新規登録票（資料区分20、25）又は併記登録票（44、49）による登録）を行ったときは、多くの場合、初心運転者期間が交付年月日から1年間と自動的に設定されることとなる。そのため、免許・違反照会票（資料区分08）を用いて、特定二輪車限定免許を受けた者が当該免許を受けた日前6月以内に普通自動車対応免許を受けていたかどうかを確認し、普通自動車対応免許を受けていた場合には、修正（免許等）登録票（資料区分39）により、「免種毎の免許年月日等の修正」欄の「㊟初心終了年月日」欄に「00年00月00日」と入力し登録すること。

(2) 運転従事期間について確認した場合の登録方法

上記3により運転従事期間について確認した場合には、免許・違反照会票（資料区分08）を用いて、運転従事期間中に普通自動車対応免許を失効していた期間

や普通自動車対応免許の効力が停止されていた期間が存在するかを確認した上で、上記3(2)エにより作成した、確認した者の免許証の写しを用い、修正(免許等)登録票(資料区分39)の「㉔自二運転経験開始」及び「㉕自二運転経験終了」の欄を使用して登録を行うこととなる。

この際、多くの場合は、特定二輪車の購入から現在受けている二輪免許を受けた日まで運転従事期間が連続していると考えられる。この場合は、確認した運転従事期間の開始年月日を「㉔自二運転経験開始」の欄に、現在受けている二輪免許を受けた日の前日の年月日を「㉕自二運転経験終了」の欄にそれぞれ入力して登録すること。

また、二人乗りの判断の可否に当たって、現に受けている二輪免許を受けている期間の他の期間も通算できる場合があり、令第26条の3の3の規定により、同免許を受けた日前6月以内に過去の免許期間又は外国免許期間(それぞれ令第26条の3の3の過去の免許期間又は外国免許期間をいう。以下同じ。)がある場合には、これらの期間も通算して二人乗りの可否が判断される。改正府令附則第10項の規定により、運転従事期間(普通自動車対応免許の失効期間や非従事期間は運転従事期間とはいえないため、二輪免許を受けていた期間とはみなされないことに留意すること。)については、二輪免許を受けていた期間とみなされた上で令第26条の3の3の規定が適用されるため、同条の規定の適用に当たっては、現在受けている二輪免許を受けていた期間(同期間と、これに接着した、二輪免許を受けていた期間とみなされる運転従事期間とを通算した期間を含む。以下「現有期間」という。)の他に、現有期間の開始日から6月以内に受けていた二輪免許を受けていた期間(改正府令附則第10項の規定により二輪免許とみなされる運転従事期間を含む。)又は外国免許期間(以下これらの期間を「追加期間」と総称する。)がある場合には、追加期間も現有期間に通算して二人乗りの可否を判断することとなる。

したがって、このような場合の運転従事期間の登録に当たっては、現在受けている二輪免許を受けた日の前日の年月日を「㉕自二運転経験終了」の欄に入力し、令第26条の3の3の規定を適用することにより現有期間及び追加期間が増加した日数分を「㉕自二運転経験終了」に入力した年月日から逆算して得られた年月日を「㉔自二運転経験開始」の欄に入力して登録すること(現有期間に二輪免許を受けていた期間とみなされる運転従事期間が存在しない場合については、追加期間の終了年月日を「㉕自二運転経験終了」の欄に入力し、追加期間の開始年月日を「㉔自二運転経験開始」の欄に入力して登録すること)。

なお、運転従事期間中における普通自動車対応免許の効力が停止されていた期間は、改正府令附則第10項の規定により二輪免許を受けていた期間とみなされる一方、令第26条の3の3においては、二人乗りの可否の判断に当たっては二輪免許

を受けていた期間からは除かれるため、登録の際には普通自動車対応免許の効力が停止されていた期間を除く必要があることに留意すること。

また、運転従事期間の運転者管理システムへの登録について疑義が生じた場合は、警察庁交通局運転免許課に連絡されたい。

なお、運転従事期間の入力例は、別紙3を参照すること。

(3) 特定二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

ア 二輪免許とみなされる普通自動車対応免許により特定二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

特定二輪車運転従事者が普通自動車対応免許で違反又は事故を起こした場合には、違反登録票（資料区分60）又は事故登録票（資料区分80）を用いて登録すること。その際、これらの登録票中「⑪免許の種類」欄には「00」を入力すること。また、これらの登録票中「⑬違反名」欄に「無免許運転0380、1380、2380」を入力しないこと。

また、当該違反又は事故については、追記登録票（資料区分03）を用いて追記登録し、行政処分照会票（資料区分09）により累積点数を照会して当該者が処分の基準点数に達しているかどうかを確認すること。

イ 二輪免許（特定二輪車限定免許を含む。）により特定二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

運用基準に従って登録すること。

(4) その他

運転者管理システムに、上記(3)の違反又は事故について登録するためには、違反車両が特定二輪車であることを確実に把握することが必要であることから、警察官が「交通切符」、「交通反則切符」又は「点数切符」で告知した場合には、それぞれ下記の箇所に朱色で「特定二輪車」と記載することとさせるなど、都道府県の実情に合わせた方法で特定二輪車を運転して違反した旨を報告させること。

ア 交通切符

「交通事件原票」の「捜査報告書」の「特記事項」欄及び「取締り原票（違反登録票）」の枠外

イ 交通反則切符

「交通事件原票」の「道路交通法違反現認・認知報告書」の「特記事項」欄及び「取締り原票（違反登録票）」の枠外

ウ 点数切符

「報告票」の「取締りメモ」欄及び「取締り原票（違反登録票）」の枠外

6 交通違反取締り上の留意事項について

(1) 乗車用ヘルメットの着用義務に係る留意事項

施行日以後、特定二輪車を運転する者には法第71条の4第1項の規定が適用されることから、乗車用ヘルメットをかぶらないで特定二輪車を運転し、又は乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗車させて特定二輪車を運転している者を認めた場合は検挙すること。

(2) 特定二輪車の二人乗り禁止に係る留意事項

施行日以後、特定二輪車の二人乗りについては、改正府令附則第9項によるものを除き、法第71条の4第3項から第6項までの規定が適用されることから、運転従事期間に係る要件（改正府令附則第10項の規定により運転従事期間が二輪免許を受けていた期間とみなされた上で適用される法第71条の4第3項から第6項まで及び令第26条の3の3に規定する要件をいう。）及び高速自動車国道等における年齢要件を満たさないにもかかわらず特定二輪車の二人乗りを行っている者を認めた場合は検挙すること。

また、二人乗りの可否の判断は、当該運転者の免許証裏面に期間の開始年月日及び非従事期間が記載されている場合にあつては、これらに基づき判断することとなるが、現に受けている二輪免許を受けている期間以外に過去の免許期間や外国免許期間を通算できる場合があること、また、免許の効力が停止されていた期間については二輪免許を受けていた期間からは除かれることから、特定二輪車を運転する者の免許証のみをもって判断することなく、運転免許センター等への照会を確実に行うこと。

なお、標識により大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗りの通行が禁止されている道路については、特定二輪車の二人乗りも禁止されるので留意すること。

(3) その他の留意事項

ア 取締りに当たっての交通規制の確認

施行日以後、特定二輪車は大型自動二輪車又は普通自動二輪車に該当することとなり、特定二輪車を運転する者には、二輪の自動車に対する通行の禁止等の交通規制が適用されることとなる。このため、特定二輪車を運転する者の取締りに当たっては、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に適用される交通規制の有無を確認すること。特に、特定二輪車が高速自動車国道の本線車道（道路標識等によりその最高速度が指定されている道路を除く。）を通行する場合の最高速度は100キロメートル毎時となることに留意すること。

イ 二輪免許を受けずに特定二輪車を運転する者に対する取締り

施行日以後に普通自動車対応免許を受けた者（改正府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けていた者であつて、失効又は初心運転者期間制度による再試験に係る取消し処分を受けた後、施行日から1年以内に新規に普通自動車

対応免許を受けたものを除く。)が、二輪免許を受けずに特定二輪車を運転した場合は無免許運転となることから、これを認めた場合は検挙すること。

なお、改正府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けていても、施行日以後に初めて特定二輪車の運転に従事した場合、また、改正府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定普通自動二輪車の運転に従事している者が、施行日以後に大型自動二輪免許を受けずに初めて特定大型自動二輪車の運転に従事した場合は、それぞれ無免許運転となるが、これら無免許運転となる場合については、免許証の記載のみからでは確認できない。また、当該特定二輪車に備え付けられている自動車検査証又は自動車損害賠償責任保険証明書等により、当該特定二輪車が施行日以後に運行の用に供されているものであることが確認できた場合であっても、当該特定二輪車が施行日以後に買い換えられたものであり、当該運転者が施行日前から当該特定二輪車以外の特定二輪車の運転に従事していた場合も想定される。また、施行日以後に普通自動車対応免許を受けた者のうち、改正府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けていた者であって、失効又は初心運転者期間制度による再試験に係る取消し処分を受けた後、施行日から1年以内に新規に普通自動車対応免許を受けたものについても、改正府令の施行の際現に特定二輪車の運転に従事していたか否かについて確認することが上記同様に困難である。よって、このような場合にあつては、当該運転者が、その者の供述その他の資料により無免許運転となることを確実に立証できる場合に限り検挙すること。

別記様式

特定二輪車運転従事証明書 公安委員会 殿		年 月 日
証明者 住所 電話番号 氏名 ㊞		
下記の運転従事者は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号）の施行の際現に下記の特定二輪車の運転に従事していたことを証明します。		
運転従事者	氏名 ・生年月日	年 月 日
	住所	
	免許証番号	第 号
運転に従事していた特定二輪車	特定二輪車の車名	（総排気量 ）
	特定二輪車の所有者の住所、電話番号及び氏名	住所 電話番号 氏名
	特定二輪車所有者と運転従事者との関係	
証明者と運転従事者との関係		
備考		

- 備考
- 1 証明は、原則として、特定二輪車の所有者（特例試験を受ける本人が所有者である場合を含み、所有者が法人である場合には、当該車両の管理者等とする。）、同居の親族等特定二輪車の運転に従事している事実を証明し得る者に行わせること。
 - 2 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号）の施行の際現に下記の特定二輪車の運転に従事していた」とは、平成21年9月1日前に、特定二輪車を自ら所有し、これを所有する法人において特定二輪車を運転して行う業務を行っていたなど、特定二輪車を現実に運転することができる状態にあったことをいう。
 - 3 特定二輪車の所有者が法人である場合には、その所在地、名称及び代表者氏名を記載すること。
 - 4 自動車検査証（交付年月日が施行日前であり、かつ、有効期間の満了する日が施行日以後であるものに限る。）の写し、軽自動車届出済証（交付年月日が施行日前であるものに限る。）の写し、自動車損害賠償責任保険証明書（施行日が保険期間内のものに限る。）の写しその他の施行日に特定二輪車を現実に運転することができる状態にあったことを証明する書類を添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙 1

現に受けている二輪免許の有無及び種類	特例試験において使用した特定二輪車	与える免許の種類	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法の例	コード
なし	特定大型自動二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（総排気量0.650リットル以下のAT車に限る。）及び特定普通自動二輪車（AT車に限る。）に限定する。	「二輪車は排気量0.6501以下の特定二輪のAT車に限る」と記載する。	360
	特定普通自動二輪車（小型二輪車（府令第24条第1項の表の小型二輪車をいう。以下同じ）を除く。）	普通二輪免許	運転することができる二輪車を、特定普通自動二輪車（AT車に限る。）に限定する。	「普通二輪は特定二輪のAT車に限る」と記載する。	360
	小型二輪車	普通二輪免許	運転することができる二輪車を、特定普通自動二輪車（小型二輪車であってAT車であるものに限る。）に限定する。	「普通二輪は小型二輪の特定二輪のAT車に限る」と記載する。	360
普通二輪免許	特定大型自動二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車を、大型二輪車にあっては特定大型自動二輪車（総排気量0.650リットル以下のAT車に限る。）に限定する。	「大型二輪は排気量0.6501以下の特定二輪のAT車に限る」と記載する。	360
AT限定普通二輪免許（府令別表第4備考8のAT限定普通二輪免許をいう。）	特定大型自動二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（総排気量0.650リットル以下のAT車に限る。）及び普通自動二輪車（AT車に限る。）に限定する。	「大型二輪は排気量0.6501以下の特定二輪のAT車に限り、普通二輪はAT車に限る」と記載する。	360
小型限定普通二輪免許（府	特定大型自動二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（総排気量0.650リットル以	「二輪車は小型二輪に限り、特定二輪は排気量0.6501以下のAT車	360

令第24条 第6項の 表の小型 限定普通 二輪免許 をいう。)			下のAT車に限る。)、特定 普通自動二輪車(AT車に 限る。))及び小型二輪車に 限定する。	に限る」と記載する。	
	特定普通自動 二輪車(小型 二輪車を除 く。)	普通二輪免許	運転することができる二輪 車を、特定普通自動二輪車 (AT車に限る。))及び小 型二輪車に限定する。	「二輪車は小型二輪に 限り、特定普通二輪は AT車に限る」と記載 する。	360
AT小型 限定普通 二輪免許 (府令別 表第4備 考9のA T小型限 定普通二 輪免許を いう。)	特定大型自動 二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪 車を、特定大型自動二輪車 (総排気量0.650リットル以 下のAT車に限る。))、特定 普通自動二輪車(AT車に 限る。))及び小型二輪車(A T車に限る。))に限定する。	「二輪車は小型二輪の AT車に限り、特定二 輪は排気量0.650以下 のAT車に限る」と記 載する。	360
	特定普通自動 二輪車(小型 二輪車を除 く。)	普通二輪免許	運転することができる二輪 車を、特定普通自動二輪車 (AT車に限る。))及び小 型二輪車(AT車に限る。)) に限定する。	「二輪車は小型二輪の AT車に限り、特定普 通二輪はAT車に限 る」と記載する。	360

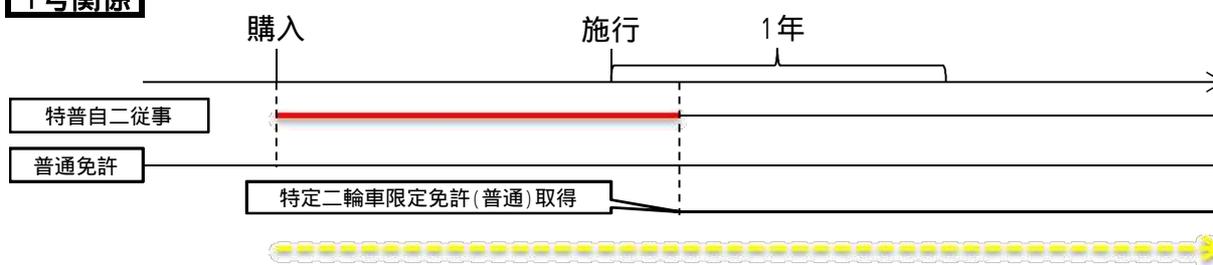
運転従事期間の二人乗りの条件に関する期間への算入について

法第71条の4により、二輪の自動車の運転経験(二輪免許を受けていた期間)が1年(高速自動車国道等は3年)未満の場合は、二人乗りが禁止されているが、改正府令附則第10項により、特定二輪車の運転従事期間が二輪免許を受けていた期間とみなされることとなる。これに関し、主に想定される事例についての改正府令第10項の適用関係は次のとおりである。

- は「運転従事期間」を表す。
- は令第26条の3の3で算入される期間を表す(—— は、令第26条の3の3に規定する「過去の免許期間」を表す)。
- は通算期間を表す(—— は算入しない)。

【改正府令附則第10項各号の代表事例についての適用関係】

1号関係

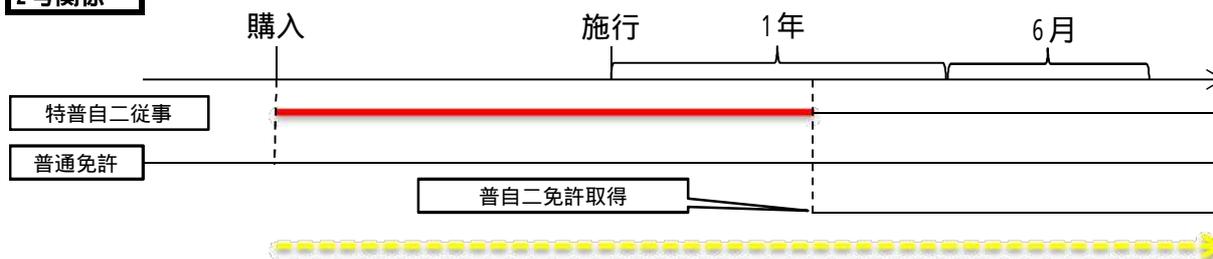


・ 特定二輪車限定免許を取得した場合

上記の場合は、特定二輪車限定免許を取得する前の特定二輪車の運転従事期間が二輪免許を受けていた期間とみなされることとなる。この場合、特定二輪車購入時から現在までの期間が法第71条の4第4項及び第6項における「当該普通自動二輪車免許を受けていた期間」となる。

よって、特定二輪車購入時から現在までの期間により、二人乗りの可否を判断することとなる。

2号関係



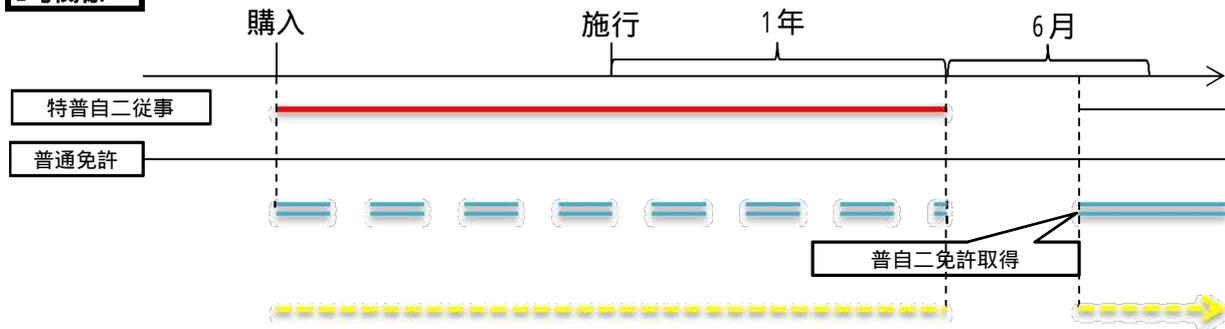
・ 改正府令の施行日から起算して1年以内に通常の二輪免許を取得した場合

上記の場合は、二輪免許を取得する前の特定二輪車の運転従事期間が二輪免許を受けていた期間とみなされることとなる。この場合、特定二輪車購入時から現在までの期間が法第71条の4第4項及び第6項における「当該普通自動二輪車免許を受けていた期間」となる。

よって、特定二輪車購入時から現在までの期間により、二人乗りの可否を判断することとなる。

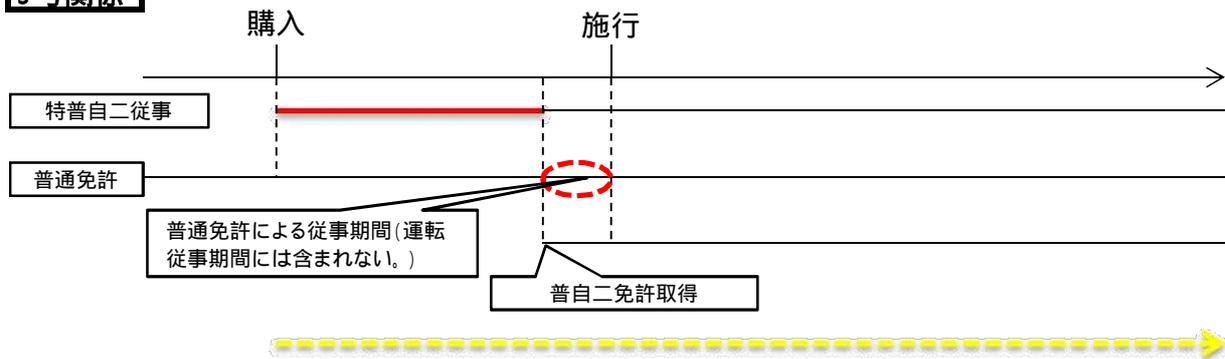
なお、特定普通自動二輪車の運転に従事していた者が大型二輪免許を取得した場合についても、普通二輪免許を受けている者が大型二輪免許を取得した場合、大型二輪免許を受ける前の普通二輪免許を受けていた期間も二輪の自動車の運転経験の期間に算入して二人乗りの可否の判断を行っていることと同様に考え、特定普通自動二輪車の運転従事期間も、二輪の自動車の運転経験の期間に含めることとする。よって、この場合の「二輪の自動車の運転経験」の期間は、特定二輪車購入時から現在までの期間となる。

2号関係



- ・ 改正府令の施行日から1年を経過した後、6月以内に通常の二輪免許を取得した場合
改正府令の施行日から1年を経過すると普通自動車対応免許で特定二輪車を運転することができなくなるため、上記の場合は、特定二輪車購入時から、改正府令の施行日から起算して1年を経過する日までの期間が二輪免許を受けていた期間とみなされることとなる。この場合、二輪免許を取得した日から現在までの期間が法第71条の4第4項及び第6項の「当該普通自動二輪車免許を受けていた期間」、令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間」となり、特定二輪車購入時から改正府令の施行後1年を経過する日までの期間が令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該過去の免許期間」となる。
よって、特定二輪車購入時から改正府令の施行日から起算して1年を経過する日までの期間と二輪免許を受けた日から現在までの期間との和により、二人乗りの可否を判断することとなる。

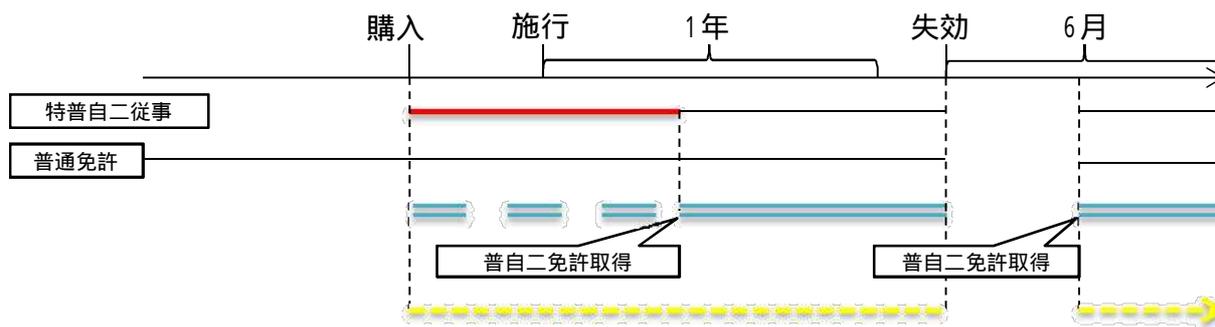
3号関係



- ・ 改正府令の施行日前に通常の二輪免許を取得した場合
上記の場合は、二輪免許を取得する前の特定二輪車の運転従事期間が二輪免許を受けていた期間とみなされることとなる。この場合、特定二輪車購入時から現在までの期間が法第71条の4第4項及び第6項の「当該普通自動二輪車免許を受けていた期間」となる。
よって、特定二輪車購入時から現在までの期間により、二人乗りの可否を判断することとなる。

【その他想定される事例についての適用関係】

ケース



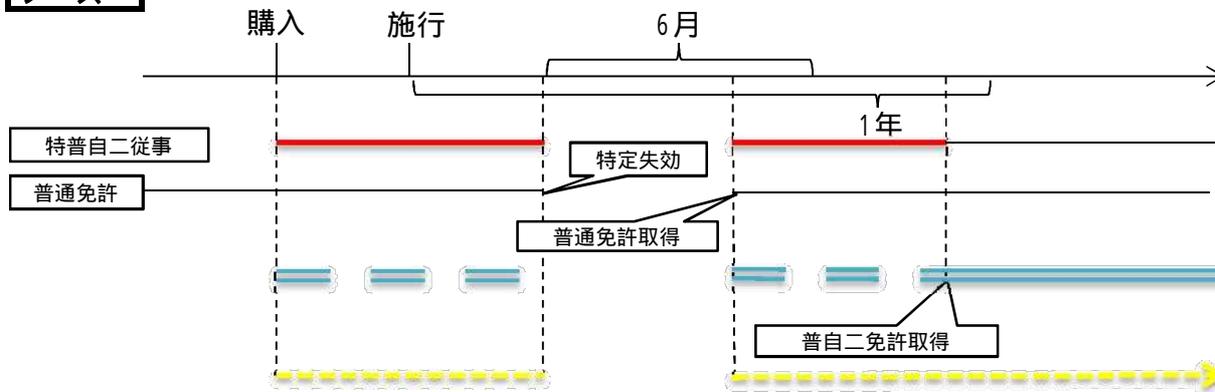
・ 通常の二輪免許取得後、当該免許を失効し、その後6月以内に通常の二輪免許を取得した場合

上記の場合は、二輪免許を取得する前の運転従事期間が二輪免許を受けていた期間とみなされることとなる。また、二輪免許失効後6月以内に二輪免許を取得していることから、特定二輪車購入時から二輪免許を失効するまでの期間についても、二輪の自動車の運転経験の期間に算入することとなる。

この場合、二輪免許を再取得した日から現在までの期間が法第71条の4第4項及び第6項の「当該普通自動二輪車免許を受けていた期間」、令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間」となり、特定二輪車購入時から二輪免許を失効するまでの期間が令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該過去の免許期間」となる。

よって、特定二輪車購入時から二輪免許を失効するまでの期間と現在受けている二輪免許を受けた日から現在までの期間との和により、二人乗りの可否を判断することとなる。

ケース



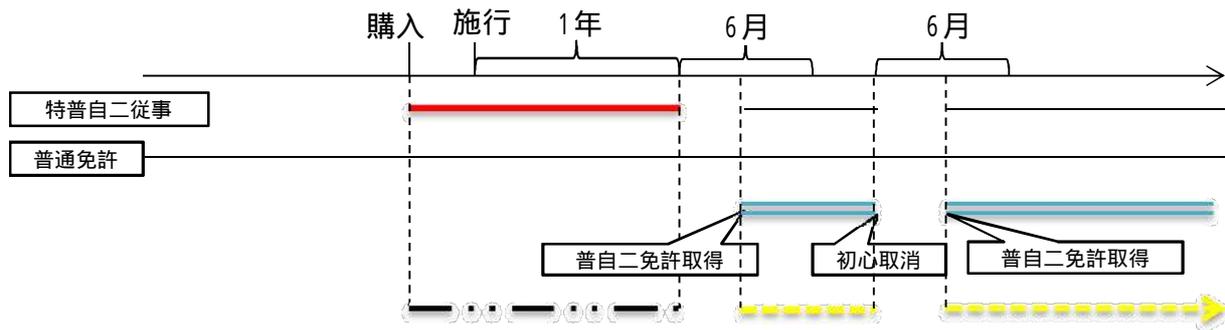
・ 改政府令の施行日後、普通自動車対応免許を失効し、その後6月以内に普通自動車対応免許を再取得した後、二輪免許を取得した場合

上記の場合は、二輪免許を取得する前の運転従事期間、つまり、特定二輪車購入時から普通自動車対応免許を失効するまでの期間及び普通自動車対応免許を再取得してから二輪免許を取得するまでの期間が二輪免許を受けていた期間とみなされることとなる。また、普通自動車対応免許失効後6月以内に普通自動車対応免許を再取得していることから、特定二輪車購入時から普通自動車対応免許を失効するまでの期間についても、二人乗りの運転経験の期間に算入することとなる。

この場合、普通自動車対応免許を再取得した日から現在までの期間が法第71条の4第4項及び第6項の「当該普通自動二輪車免許を受けていた期間」、令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間」となり、特定二輪車購入時から普通自動車対応免許を失効するまでの期間が令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該過去の免許期間」となる。

よって、特定二輪車購入時から普通自動車対応免許を失効するまでの期間と普通自動車対応免許を再取得した日から現在までの期間との和により、二人乗りの可否を判断することとなる。

ケース



・ 改政府令の施行日後1年を経過した後、6月以内に通常の二輪免許を取得したが、当該二輪免許につき再試験に係る取消し処分を受け、その後6月以内に通常の二輪免許を再取得した場合

上記の場合は、特定二輪車購入時から改政府令の施行日から起算して1年を経過する日までの期間が二輪免許を受けていた期間とみなされることとなる。

この場合、二輪免許を再取得した日から現在までの期間が法第71条の4第4項及び第6項の「当該普通自動二輪車免許を受けていた期間」、令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間」となり、最初に二輪免許を受けた日から当該二輪免許につき再試験に係る取消し処分を受けるまでの期間が令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該過去の免許期間」となる。

一方で、特定二輪車の運転従事期間と二輪免許を最初に受けていた期間が連続しておらず（の期間が存在する）、二輪免許を受けていたとみなされる特定二輪車の運転従事期間については、令第26条の3の3第2項第1号及び第2号の「当該過去の免許期間」に該当しないため、二輪の自動車の運転経験の期間には算入できない。

よって、最初に二輪免許を受けてから当該二輪免許につき再試験に係る取消し処分を受けるまでの期間と二輪免許を再取得した日から現在までの期間との和により、二人乗りの可否を判断することとなる（特定二輪車購入時から改政府令の施行日後1年を経過する日までの期間については、二人乗りの可否の判断に当たっては、考慮しない）。

